様式第十七から様式第十九までを次のように改める。

様式第17〔第21条第１項関係〕

電子情報処理組織使用届

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　住所
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第１項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第５条の３第１項の届出、第６条第２項若しくは第10条第１項の申請、同条第２項の届出、第11条第２項の申請又は第15条第１項若しくは第２項、第16条第２項、第20条第１項、第23条第１項、第25条の２第１項、第26条第１項、第２項若しくは第６項の届出に係る電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

届出者等確認コード

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　「届出者等確認コード」の欄には、暗証番号として用いる７桁のアラビア数字の組合せを記載すること。
　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第18〔第21条第３項関係〕

電子情報処理組織変更届

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　住所
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項
　変更前
　変更後

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　「変更事項」の欄には、届出者等確認コードを記載すること。
　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第19〔第21条第３項関係〕

電子情報処理組織使用廃止届

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　住所
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第３項の規定に基づき、使用を廃止する電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

１　届出者等確認コード
２　届出者等コード

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式十九の次に次の一様式を加える。

様式第20（第22条関係）

光ディスク提出票

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第　条第　項の規定による申請（、届出又は報告）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　光ディスクに記録された事項
２　光ディスクと併せて提出される書類

（備考）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　法令の条項については、当該申請（、届出又は報告）の適用条文名を記載する。
３　「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
４　「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は報告）の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
５　「押印」の欄には、押印することとされている書類について光ディスクによる手続を行う場合にあつては、押印する。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
６　該当事項がない欄は、省略する。

第二条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第七号中「第八条各号」を「第十九条各号」に改める。

第三条中「第十条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第四条中「第十条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第五条中「第十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第四号中「第八条各号」を「第十九条各号」に改める。

第五条の二中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に、「様式第四の二」を「様式第五」に、「第十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改める。

第五条の三中「第十五条第二項」を「第二十六条第二項」に、「様式第四の三」を「様式第六」に改める。

第六条各号列記以外の部分中「第十六条第二項」を「第二十七条第二項」に、「様式第五」を「様式第七」に改め、同条第一号中「第十六条第一項」を「第二十七条第一項」に、「様式第六」を「様式第八」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」を「第二十七条第一項」に、「様式第七」を「様式第九」に改め、同条第三号中「第十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第七条第一項中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第七条の二第一項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第八条中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項」に、「様式第八」を「様式第十」に改める。